	γ　附則第十九条の十四の二第七項の表市町村の項の算式の符号βの率と同一の率

［8～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［略］

［2～5　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.913 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H及び0.075 × Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅵ F ＝ 0.6072 ／ f 算式Ⅵの符号 f　平成22年10月1日現在における若年者就業率（国勢調査によつて公表された15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。） G　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅶ

［8～11　同上］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［同上］

［2～5　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.979 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H及び0.075 × Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I）× 0.979に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ F　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅵ F ＝ 0.5662 ／ f 算式Ⅵの符号 f　平成22年10月1日現在における若年者就業率（国勢調査によつて公表された15歳から34歳までの就業者数を同年の15歳から34歳までの人口で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。） G　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。） 算式Ⅶ